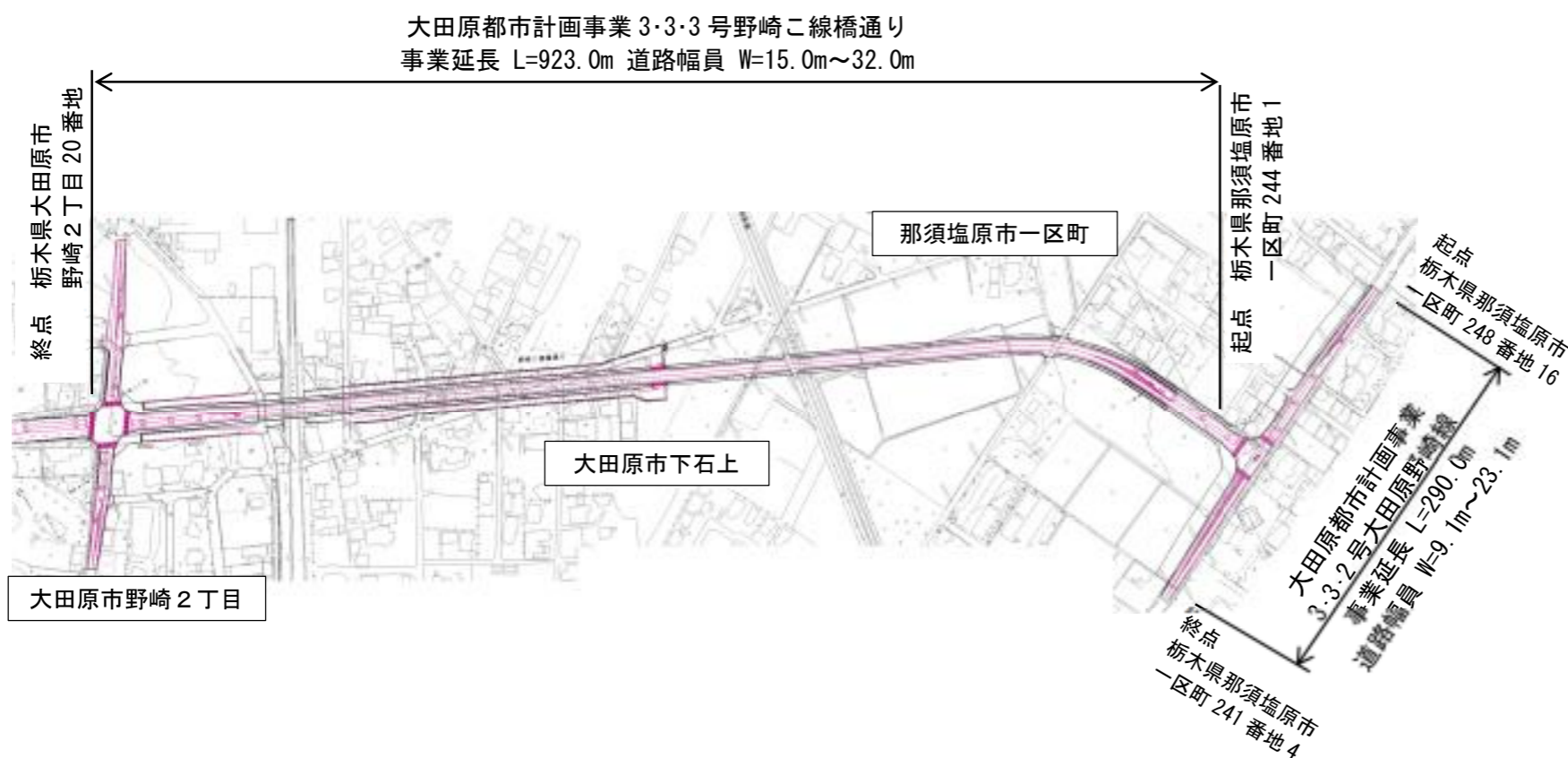


# 都市計画道路事業の施行についてのお知らせ

都市計画道路事業を下記のとおり施行しますので、この地域内の土地建物等の有償譲渡について、次のような制限がありますのでお知らせします。

## 1. 都市計画道路事業

施行者	種類及び名称	事業施行地域
栃木県	大田原都市計画道路事業 3・3・3号野崎こ線橋通り 及び3・3・2号大田原野崎線	栃木県那須塩原市一区町並びに 大田原市下石上及び野崎二丁目地内



## 2. 土地建物等の有償譲渡について

(1) 令和2年1月10日から事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、次の事項を施行者に届けなければなりません。

- (イ) 当該土地建物等
  - (ロ) その予定対価の額  
(予定対価が金銭以外のものであるときは、時価を基準として金銭に見積もった額)
  - (ハ) 当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方
- (二) その他事項  
(届出書の提出先は、栃木県大田原土木事務所)

(2) (1)の届出物を提出した後30日以内に、施行者から届け出に係る土地建物等を買取る旨の通知があったときは、その土地建物等について、届出書に記載された予定対価の額で施行者と売買契約が成立したものとみなされます。

(3) この届け出をした者は、届け出があった後30日以内は当該土地建物等を譲り渡しできません。

(4) この制限に違反した場合は、都市計画法第95条の規定により罰せられます。

この事業用地についてのお問い合わせは下記へ願います。

### 【お問い合わせ先】

栃木県大田原土木事務所

〒324-8765 大田原市本町2丁目2828-4 Tel. 0287-23-6541

令和2年1月10日 栃木県知事